

平成 17 年度見直し

北塩原村集中改革プラン

平成 18 年 3 月

福島県北塩原村

集中改革プラン 目次

第1章 北塩原村を取りまく行財政環境の状況	1
1. 北塩原村の行政改革の現状	1
2. 市町村合併の動き	1
3. 行財政改革の推進計画	2
第2章 行財政改革の推進	3
1. 推進期間	3
2. 行財政改革の基本的な考え方	3
3. 改革推進方針	3
I 村民・議会・行政が一体となった村づくりの推進	3
II 自主性・自立性の高い財政運営の推進	3
III 管理経費の削減	4
IV 職員の意識改革	4
第3章 重点施策（具体的な取組み）	5
1. 事務事業の見直し	5
2. 組織・機構の見直し	6
3. 経費節減等の財政効果	7
4. 公共施設管理運営等の改善	10
5. 定員管理	14
6. 給与の適正化	18
7. 出先機関の見直し	24
8. 第三セクターの見直し	25
9. 公営企業	26
旧組織図	30
新組織図	31

○集中改革プラン推進期間

集中改革プランの推進期間は、平成17年4月1日から
平成22年3月31日までとします。

第1章 北塩原村を取りまく行財政環境の状況

1. 北塩原村の行政改革の現状

我が国の経済は、株価上昇などで景気回復の兆しがあるものの、雇用情勢や個人消費などは依然厳しく、先行きはなお不透明な状況にあることは北塩原村においても同様であります。

このため国は、人口減少時の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応するため、地方公共団体においてこれまで以上に推進を図るよう通知されたところです。

これらを踏まえ、地方財政については歳出の徹底した見直しを進め、地方財政計画の歳出を抑制し、地方交付税の総額を抑制することとしています。

地方財政を取り巻く状況が厳しさを増している中、北塩原村においては、第三次総合振興計画に基づき各種事業を着実に実施し、また、グループ制導入による職員の意識改革や行財政計画に積極的に取り組んでいます。

しかしながら、歳入面においては、村税収入の伸びが見込めない上、国庫補助金や地方交付税の削減など、財源確保はこれまで以上に厳しくなることが予想されます。また、歳出面においても扶助費や公債費など義務的経費が増加し財政が硬直化しつつあります。

2. 市町村合併の動き

北塩原村では、平成12年度から市町村合併と自立の双方を視野に入れ、行財政改革に積極的に取り組み、住民サービスの向上と、住民参加によるわかりやすい行政運営、さらには、地方分権に対応できる組織機構の見直しや業務統合、職員の適正な配置、経費の節減など、住民密着型の行政と健全な財政運営に努めてきました。

平成15年11月には喜多方地方6市町村任意合併協議会に参加し、12月までの4回の任意合併協議会の中で、合併後のすがたや財政について検討を行いました。この間、行政区長会や関係機関・団体代表者への説明会、行政区主催の懇談会、多くの村民の意

見を集約するなど合併についての情報を共有しながら理解を深めてきました。これらの経過を踏まえ、12月18日の議会全員協議会において、法定協議会に参加しないことを決定し、同日「自立の道を進む北塩原村宣言」を全会一致で議決・決定しました。

3. 行財政改革の推進計画

北塩原村行財政改革大綱（第三次）（平成12年3月策定）、北塩原村定員適正化計画（平成15年3月）、北塩原村自立基本計画（平成16年1月策定）を踏まえ、人口減少時の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応するため北塩原村集中改革プランを策定し、自立のための具体的な施策を明らかにし、夢と希望のもてる安心して暮らせる北塩原村づくりの実現に向け、村民、議会、行政が一体となって取り組んでいく考えです。

平成15年度からは、縦割り行政組織を解消するため係制度を廃止し、グループ制を導入しました。また、視点と発想を変えて行政のシステム改革に取り組むため、企業経営コンサルタントを導入し職員の意識改革を進めてきました。

今後も事務事業の洗い出し、必要性や効率性、有効性、これからの行政のあり方の検討を踏まえ、組織・機構の見直しを継続していく考えです。

次の重点施策に基づき改革プログラムを推進していきます。推進にあたっては、全庁的課題として取り組み、職員自らが改革の意識を持ってあたります。

第2章 行財政改革の推進

1. 推進期間

集中改革プランの推進期間は、平成17年度から平成21年度までとします。

2. 行財政改革の基本的な考え方

北塩原村が、村民にとって夢と希望がもて安心して暮らせることができる村づくりを推進するため、新たな行財政改革に取り組み、大きく意識改革をする必要があります。

行財政改革の推進にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるという自治体経営の基本理念に立ち、サービスの低下をもたらずことなく、様々な面において効率的かつ効果的な財政運営を図る必要があります。

また、村政の主役である村民の積極的参加・参画を促し、村民と議会・行政が一体となり協働による行財政改革を推進します。村民の自主的活動にゆだねる分野においては、村民の参加意識の高揚に努め、村民が主体となって積極的に地域活動に取り組む施策を展開し、自ら参加・参画していることを実感できる地域づくりを推進します。村民主体の地域づくりが地域の自立・活性化につながるよう支援を行います。

行財政改革を推進するためには、職員一人一人が問題意識と目標達成の意欲を持ち、限られた人員・財源を最大限に活用する必要があります。従来の枠組みや概念などにとらわれることなく意識の改革を進め、資質の向上、能力の開発に努め、夢と希望のもてる新しい時代にふさわしい村づくりを進めます。

3. 改革推進方針

I 村民・議会・行政が一体となった村づくりの推進

村民・議会・行政の役割分担を明確にし、行政主導から住民が主役であるという原点に立ち、住民が主体的に参画する村づくりを進めます。村政の主役である村民が主体的に活動できる環境づくりと支援を行い、村民参画と協働による地域社会づくりを推進します。

II 自主性・自立性の高い財政運営の推進

行政が担うべき領域を明確にしながら全体の見直し、コスト管理意識の徹底に努め、事務事業の厳選を図ります。組織機構の見直しと定数の削減を図り、効率的な行財政運営に努めます。

Ⅲ 管理経費の削減

事務事業全般について、最小の経費で最大の効果をあげることを常に考え、無駄のない、限られた財源の有効利用を図り、効率化・合理化を進め経費の節減に努めます。特に、人件費の削減、民間委託の推進や各施設の管理運営方法の改善を行い、徹底した内部管理経費の削減に取り組みます。

Ⅳ 職員の意識改革

縦割り行政の弊害をなくし、村民に期待され役に立つ開かれた環境づくりを進め、時代の要請に応えられる、使命感と能力を持った職員への意識改革を行います。職員は積極的に地域活動や団体活動に参加し、地域にとけ込み、コミュニケーションを図りながら地域住民に信頼される職員を目指します。

<むらづくりの基本方針>

夢を語り合える村民主体のむらづくり

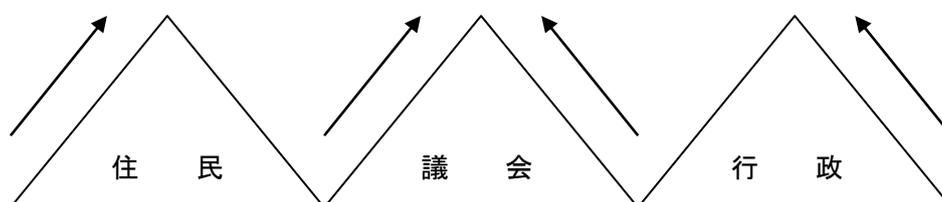
楽しく快適に暮らせるむらづくり

自然と共生した美しいむらづくり

夢を持って、安心して暮らせるむら

3つの基本方針

自治体経営戦略



●外部意見を取り入れるため行政区長会などによる検討委員会の設置を進めます。

第3章 重点施策（具体的な取組み）

1. 事務事業の見直し

●=方法検討 ◎=実施

実施内容	H17	H18	H19	H20	H21
① 窓口サービスの向上	●	◎	◎	◎	◎
② 事務手続きの迅速化	●	◎	◎	◎	◎
③ 各種事業・イベント開催の見直し	◎	◎	◎	◎	◎
④ 情報提供の見直し	◎	◎	◎	◎	◎
⑤ より身近で信頼される職員であるための実践	◎	◎	◎	◎	◎

① 窓口サービスの向上

□ 手続き簡素化の推進

各種申請に伴う押印の省略・電話やファックスによる申請を可能にします。

② 事務手続きの迅速化

□ 個人に関する事務処理については、グループ長の権限を拡大し事務処理のスピードアップを図ります。

□ 標準処理期間を定めて期間内に処理することを徹底させます。

③ 各種事業・イベント開催の見直し

□ 家庭でのふれあい時間を確保するため、開催日・開催時間に配慮するとともに、地域の事情を把握し各種事業の見直しを図ります。

□ 公共交通機関（路線バス）の運行時間に合わせて事業を開催する。更に、運賃の一部を助成することにより、足の確保と経費の節減、安全性の向上を図ります。

□ 事業の目的、会議の必要性を見直し、同じ目的や同時に開催できる会議について整理・統合し、住民の負担軽減に努めます。

④ 情報提供の見直し

□ チラシなどによる情報提供を原則廃止し、広報・ホームページによる情報提供に切り替えます。

□ 防災無線の有効活用により、地区の自主的な活動の周知を図ります。

⑤ より身近で信頼される職員であるための実践

□ 職員は、気軽に何でも相談に応じ、住民と村の橋渡し役となり一層の住民サー

ビスの向上を図ります。

□ 定期的な人事異動ローテーションや業務のマニュアル化を進め、職員が幅広い分野で相談に応じることができるようにします。

□ 職員は積極的に地域活動や団体活動に参加し、地域にとけ込み、コミュニケーションを図りながら地域住民に信頼される職員を目指します。

2. 組織・機構の見直し

●=方法検討 ◎=実施

実施内容	H17	H18	H19	H20	H21
① 課の統廃合	◎	◎	◎	◎	◎
② 業務の見直し	◎	◎	◎	◎	◎
③ 外部委託	●	◎	◎	◎	◎
④ 行政委員の見直し	◎	◎	◎	◎	◎
⑤ 公共設備の整備と適切な運営・管理	●	◎	◎	◎	◎

① 課の統廃合

□ 縦割り行政の弊害を取り除き、村民から見て分かりやすい組織にします。

また、効率的・機能的に仕事を進め、少人数で大きな効果が得られるよう、できるだけ無駄を省きます。

② 業務の見直し

本採用職員と臨時職員で行っている学校用務については、臨時職員に振り替えます。

ホームページ更新業務や電算システム管理など、専門職員による業務管理を行います。

③ 外部委託

民間委託することにより、利用者の利便性の向上や運営の効率化を図ります。

<今後考えられる委託業務例>

北塩原村役場本庁舎清掃

北塩原村役場本庁舎夜間警備

北塩原村学校給食共同調理場運営

裏磐梯学校給食共同調理場運営

道路維持補修・清掃等

公用車運転業務

簡易水道施設管理業務

④ 行政委員の見直し

本来の設置趣旨が生かされているのか、効果的運営がなされているのかといった観点から見直しを行い、委員数は最小限にとどめ、各委員の定数や消防の組織を見直します。

また、委員報酬額についても検討を図ります。

⑤ 公共設備の整備と適切な運営・管理

暮らしの豊かさにつながる施設や必要な施設を整備しながら、一方では目的と効果に差がでている施設については、取り壊しを含め見直しを図ります。

<公共施設の一体的管理>

公共施設の管理を一元化することにより、効率化と経費の削減を図ります。

<教育施設>

幼稚園と小学校については、本村の特色ある学校教育を一貫して行うため、教育環境の整備、適正規模化（統廃合）に努めます。

3. 経費節減等の財政効果

●=方法検討 ◎=実施

実施内容	H17	H18	H19	H20	H21
① 徴収強調月間における全職員による徴収	◎	◎	◎	◎	◎
② 新税の創設	●	●	◎	◎	◎
③ 「しゃくなげ平」の村有地売却	●	●	◎	◎	◎
④ 「曾原山別荘地」の販売	◎	◎	◎	◎	◎
⑤ 使用料の見直し	●	◎	◎	◎	◎
⑥ 手数料見直し	●	◎	◎	◎	◎
⑦ 簡易水道会計累積未納額の圧縮	◎	◎	◎	◎	◎
⑧ 特別職給与の削減	◎	◎	◎	◎	◎
⑨ 議員定数	●	●	◎	◎	◎
⑩ 職員数	◎	◎	◎	◎	◎
⑩ 物件費・維持補修費の削減	◎	◎	◎	◎	◎
⑪ 補助費の見直し	◎	◎	◎	◎	◎

(1) 歳入

● 村税

これまでの徴収専門職員の配置に加えて、村税徴収特別対策会議の機能を強化し、臨戸徴収、夜間訪問、滞納処分（差し押さえ、不動産の公売）など徴収の確保に努めます。同時に新規に滞納者を発生させないよう早期の対策を徹底します。

① 徴収強調月間における全職員による徴収

5月：現年度分 8月：滞納繰越分 1月：現年度分 3月：滞納繰越分

② 新税の創設

環境税、船舶利用税、遊漁税など新しい村税の創設を検討します。

● 財産収入

財政の健全化を図るため、使用目的のない保有地などの売却により、一定の財産収入の確保を図ります。

① 「しゃくなげ平」の村有地売却により、定住人口の増加を図ります。

② 「曾原山別荘地」の販売により、定住人口の増加を図ります。

● 使用料及び手数料

負担の公平性を確保しながら、急激な負担増とならないよう、すべての使用料、手数料等を段階的に見直しを行います。

① 使用料の見直し

企業会計における使用料については、独立採算を原則として見直しを図ります。水道・下水道料金については、段階的に引き上げを行い、一般会計からの繰り入れを最小限にします。

② 手数料見直し

法令により上限が定められている場合には、法令の定めるところとするが、その他については、サービスにかかるコスト（人件費・物件費・機器類の減価償却相当含む）を算定し手数料の見直しを行います。

(2) 歳出

● 公営企業会計

簡易水道会計、下水道会計については、加入率の促進をより一層推進するとともに、収納については給水停止など強い姿勢で臨み、累積未納額の圧縮を図ります。

□ 簡易水道会計累積未納額の圧縮（目標：28,931千円を20,000千円に）

□ 下水道加入の促進（目標：加入率81.9%を90.0パーセントに）

● 歳出の抑制

< 特別職 >

平成14年から実施している特別職（村長、助役、収入役及び教育長）の削減幅を段階的に進めます。

□ 特別職給与の削減（目標：30%削減）

< 議員定数 >

議員定数を更に見直しを行います（次回改選：平成19年4月）。

□ 北塩原村議員定数（目標：12人を8人に削減）

< 職員数 >

現在の（平成17年度）の職員数67人を、平成20年には62人、平成25年度には50人まで削減します。

● 物件費・維持補修費の削減

減量・再利用・再資源を推進するため、数値目標を設定し節減と節約を推進します。

また、予算消化型から予算節約型への執行の転換を図ります。更に、維持補修費については機能を維持する必要最低限とします。

□ コピー使用料、用紙代、電気代の節約（目標：10%削減）

□ 年間維持管理費の節約（目標：10%削減）

● 補助費の見直し

行政が実施すべき内容と団体が実施すべき内容を明確に区分します。

村が関与する必要性が特に高い事業、必要性が高い事業、国や県の補助を受けて実施している事業、公共性・公益性が高い事業、団体の利益につながる事業に分類し、新しい補助金交付基準を設定して、一切の負担金・補助金の見直しを図ります。平成16年度から平成18年度の3か年度で、補助限度額や補助率の設定、終期の設定、廃止、統合などにより、補助金総額の削減を図ります。さらに、基準に沿って運営されているかを村監査委員による監査を実施し、適正な運営を図ります。

◇運営（活動）補助団体

団体の育成や活動を援助する目的で交付している団体については、平成16年度より補助率を1/3とします。

◇事業補助団体

一定の事業を実施するために必要な補助金については、補助率を1/2とします。継続して実施している事業については、最長3年の終期を設定します。

* 予想される経費節減の額 *

単位：千円

項 目		H17	H18	H19	H20	H21	合計
歳 入	法定外税新設等	0	0	1,000	1,000	1,000	3,000
	税の徴収対策	28,000	25,000	20,000	20,000	20,000	113,000
	使用料・手数料の見直し	-	-	-	-	-	-
	未利用財産の売り払い等	40,000	50,000	20,000	10,000	10,000	130,000
	その他	-	-	-	-	-	-
計		68,000	75,000	41,000	31,000	31,000	246,000

項 目		H17	H18	H19	H20	H21	合計
支 出	人件費の削減（特別職）	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	6,500
	人件費の削減（議員）	2,600	-	-	-	-	2,600
	人件費の削減（職員）	0	35,000	14,000	14,000	21,000	84,000
	物件費・補修費の削減	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
	補助費の見直し	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000
計		11,900	44,300	23,300	23,300	30,300	133,100

* 予想される経費節減の額については、平成16年を基準とした削減額です。

4. 公共施設管理運営等の改善

○ 公の施設についての取組目標

(1) 16年度末時点における実施状況

・指定管理者制度導入済み施設

NO	施設名	指定管理者	指定期間
1	南東北裏磐梯診療所	財団法人脳神経疾患研究所	H16. 8. 1~H21. 3.31
2	南東北桧原診療所	財団法人脳神経疾患研究所	H16. 8. 1~H21. 3.31
3	裏磐梯サイトステーション	株式会社休暇村サービス	H16. 4. 1~H19. 3.31

・業務委託実施済み施設（指定管理者導入予定）

NO	施設名	現在の業務委託先	指定管理者導入
1	北塩原村民運動場	(株)ラビスパ	H18~
2	北塩原村民体育館	(株)ラビスパ	H18~
3	北塩原村テニスコート	(株)ラビスパ	H18~
4	北塩原村活性化センター	北塩原村商工会	H18~
5	北塩原村生活改善センター	(株)ラビスパ	H18~
6	村営早稲沢テニスコート	(株)ラビスパ	H18~
7	虚空蔵トイレ	(株)ラビスパ	H18~
8	細野公衆トイレ	(株)ラビスパ	H18~
9	桧原湖第2駐車場公衆トイレ	裏磐梯清掃協議会	未定
10	林産物展示販売施設	(株)ラビスパ	H18~
11	農産物直売所	(株)ラビスパ	H18~
12	ラビスパ裏磐梯	(株)ラビスパ	H18~
13	桧原歴史館	北塩原村商工会	H18~
14	スポーツパーク桧原湖	管理組合	H18~
15	加工施設裏磐梯大地の工房	早稲沢農事実行組合	H18~
16	いこいの森グリーンフィールド	(株)ラビスパ	H18~
17	裏磐梯物産館	(株)ラビスパ	H18~
18	デイサービスセンター	北塩原村社会福祉協議会	H18~
20	小野川下水処理施設	テスコ(株)	未定
21	裏磐梯下水処理施設	テスコ(株)	未定
22	早稲沢下水処理施設	テスコ(株)	未定
23	金山下水処理施設	テスコ(株)	未定
24	桧原下水処理施設	テスコ(株)	未定

25	北山下水処理施設	テスコ(株)	未定
26	大塩下水処理施設	テスコ(株)	未定
27	桧原湖一周レトロバス	磐梯東都バス(株)	未定

・全部直営施設

NO	施設名
1	北塩原村役場・コミュニティセンター
2	北塩原村観光会館(合同庁舎)
3	桧原出張所
4	桧原湖ふれあい温泉湖望
5	北塩原構造改善センター
6	旧桧原小中学校
7	大塩グリーンセンター
8	曾原・狐鷹森生活改善センター
9	自然環境活用センター

(2) 平成17年度～平成21年度までの5年間の取組目標

廃止、民間譲渡、指定管理者制度の導入、業務委託、検討の区分ごとの目標時期、
目標内容

●=方法検討 ◎=実施

NO	施設名	取組目標	H17	H18	H19	H20	H21
1	桧原出張所	廃止	●	●	◎	◎	◎
2	桧原湖ふれあい湖望	指定管理者	●	●	◎	◎	◎
3	北塩原構造改善センター	業務委託	●	●	◎	◎	◎
4	大塩グリーンセンター	廃止	●	●	◎	◎	◎
5	曾原・狐鷹森生活改善センター	業務委託	●	●	◎	◎	◎
6	自然環境活用センター	業務委託	●	●	◎	◎	◎

○ 公の施設以外施設についての取組目標

(1) 16年度末時点における実施状況

・全部委託実施済み施設

NO	施設名	業務委託先	委託期間
1	一般ゴミ収集	村内ゴミ処理業者(2社)	単年度
2	水道メーター検針	村内水道設備業者(3社)	単年度

・一部業務委託実施済み施設

NO	施設名	業務委託先	委託期間
1	道路維持補修・清掃等	村内建設業者及び団体	単年度

・全部直営施設

NO	施設名	NO	施設名
1	北塩原村役場本庁舎清掃	3	北塩原村学校給食共同調理場
2	北塩原村役場本庁舎夜間警備	4	裏磐梯学校給食共同調理場

(2) 平成17年度～平成21年度までの5年間の取組目標

廃止、民間譲渡、指定管理者制度の導入、業務委託、検討の区分ごとの目標時期、
目標内容

NO	施設名	取組目標	実施時期
1	北塩原村役場本庁舎清掃	業務委託	未定
2	北塩原村役場本庁舎夜間警備	業務委託	未定
3	北塩原村学校給食共同調理場	業務委託	未定
4	裏磐梯学校給食共同調理場	業務委託	未定
5	道路維持補修・清掃等	業務委託	未定
6	公用車運転	指定管理者制度の導入	H20～

○ その他の事務についての取組目標

(1) 16年度末時点の委託状況

・全部委託

NO	施設名	業務委託先	委託期間
1	電算システム	会津計算センター	単年度

・全部直営

NO	施設名	NO	施設名
1	ホームページ作成・運営		

(2) 平成17年度～平成21年度までの5年間の取組目標

全部委託、一部委託、検討の区分ごとの目標時期、目標内容

NO	施設名	取組目標	実施時期
1	ホームページ作成・運営	一部委託	未定
2	統計調査	一部委託	未定

5. 定員管理

(1) 平成17年4月1日～平成22年3月31日までの定員管理の数値目標

・年次別数値目標

部門	区分	事由	17年	18年	19年	20年	21年	22年	計
一般行政職	減員	退職	▲ 3	0	▲ 7	▲ 1	▲ 2	▲ 4	▲ 17
	増員	採用	2	2	2		1	1	8
	差引		▲ 1	2	▲ 5	▲ 1	▲ 1	▲ 3	▲ 9
	職員数		47	49	44	43	42	39	
特別行政	減員	退職	0	0	0	▲ 1	▲ 1	0	▲ 2
	増員	採用	0	0	0	0	0	0	0
	差引		0	0	0	▲ 1	▲ 1	0	▲ 2
	職員数		15	15	15	14	13	13	
公営企業等	減員	退職	0	0	0	0	0	0	0
	増員	採用	0	0	0	0	0	0	0
	差引		0	0	0	0	0	0	0
	職員数		5	5	5	5	5	5	
合計	減員	退職	▲ 3	0	▲ 7	▲ 2	▲ 3	▲ 4	▲ 19
	増員	採用	2	2	2	0	1	1	8
	差引		▲ 1	2	▲ 5	▲ 2	▲ 2	▲ 3	▲ 11
	職員数		67	69	64	62	60	57	

・今後の定員管理のあり方

定員適正化計画の基本的考え方として、身体・知的障害者福祉関係事務の移譲、保健・医療・福祉の連携による各種事業推進を図るため、今後も事務量が増えることが予想されるが職員増を考えません。また、今後も経済状況の悪化による税収入の減、国の構造改革による地方交付税等の見直しが行われ、ますます財源確保が厳しい状況となるため、公営企業の見直し、事務の合理化、職員の適性配置等を図り定員管理の適正化に努めます。

(2) 平成11年4月1日～平成16年4月1日までの純減実績

・過去年次別実績

部門	区分	事由	11年	12年	13年	14年	15年	16年	計
一般行政職	減員	退職	▲ 2	▲ 2	▲ 5	▲ 3	▲ 5	▲ 2	▲ 19
	増員	採用	1	1	4	3	0	0	9
	差引		▲ 1	▲ 1	▲ 1	0	▲ 5	▲ 2	▲ 10
	職員数		58	57	56	56	51	49	
特別行政	減員	退職	0	0	▲ 2	0	0	0	▲ 2
	増員	採用	0	1	0	1	0	0	2
	差引		0	1	▲ 2	1	0	0	0
	職員数		15	16	14	15	15	15	
公営企業等	減員	退職	0	0	▲ 1	0	▲ 2	0	▲ 3
	増員	採用	1	0	0	0	0	0	1
	差引		1	0	▲ 1	0	▲ 2	0	▲ 2
	職員数		8	8	7	7	5	5	
合計	減員	退職	▲ 2	▲ 2	▲ 8	▲ 3	▲ 7	▲ 2	▲ 24
	増員	採用	2	2	4	4	0	0	12
	差引		0	0	▲ 4	1	▲ 7	▲ 2	▲ 12
	職員数		81	81	77	78	71	69	

・過去の定員適正化計画の達成状況

保健関係の事務移譲や保健センターの設置、全村下水道整備建設等により事務量、職員数の増加が見込まれたが、事務事業の見直しや職員の併任化により目標を達成することができました。

特別行政においては、幼稚園の開園により増加したものの、学校用務員の削減等により最小限の増員に抑えました。

公営企業については、下水道事業の実施により職員が増加したが、業務量の減少に伴い削減につながりました。

(3) 平均経験年数

年	平均経験年数			平均年齢		
	全学歴	うち		全学歴	うち	
		大学卒	高校卒		大学卒	高校卒
17	21年9月	14年7月	25年11月	42歳8月	38歳3月	45歳1月

(4) 年齢別構成員の状況（17年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	
職員数	人 0	人 1	人 6	人 7	人 7	人 2	
	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
	人 7	人 6	人 10	人 9	人 12	人 0	人 67

(4) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①定員適正化目標（数・率）

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成23年3月31日	57人（10人減）

②平成22年4月1日現在における定員の数値目標

57人（10人減）

6. 給与の適正化

<これまでに取り組んだ具体的な内容>

項 目	適 正 化 の 内 容
高齢層職員の昇給停止	55歳昇給停止を実施
退職時の特別昇給	勸奨・普通退職者の退職時特別昇給を廃止
退職手当の支給率	人事院勧告による支給率での実施
特殊勤務手当	税務職員にかかる特殊勤務手当を廃止
管理職手当	定額による支給の実施

I 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (16年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	15年度の 人件費率
16年度	3,478人	3,357,649千円	120,676千円	576,052千円	17.16%	17.35%

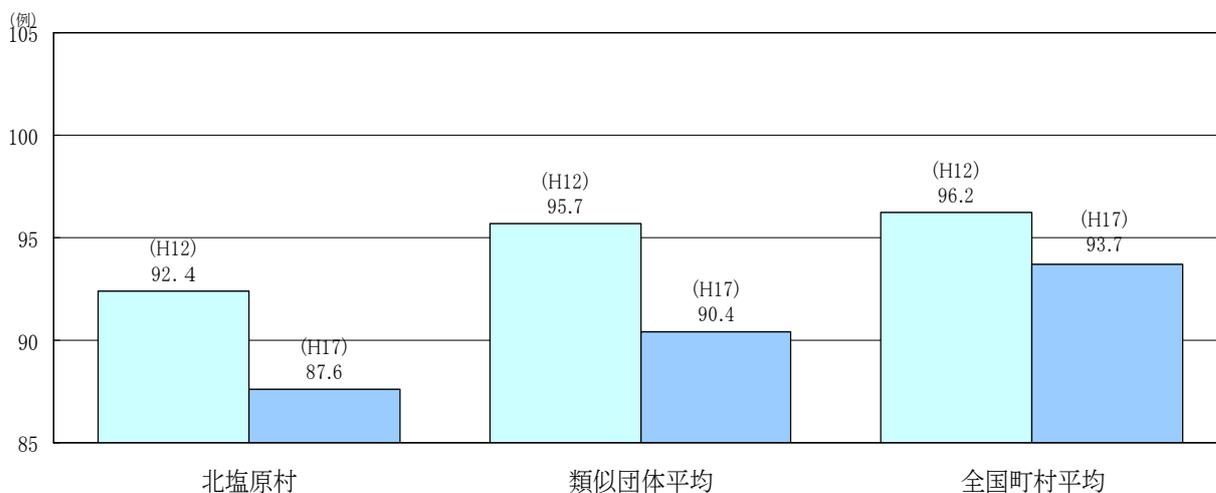
(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	62人	225,426千円	34,130千円	87,770千円	347,329千円	5,602千円

注) 職員手当には退職手当を含まない。

給与費は当初予算に計上された額である。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレスを単純平均したものである。

II 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (17年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
北塩原村	42.8歳	309,406円	347,223円
国	40.3歳	329,728円	382,092円

注) 1 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

(2) 職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

区 分		北塩原村		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	170,700円	184,400円
	短大卒	148,500円	160,200円	148,500円	160,200円
	高校卒	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円
技能労務職	高校卒	131,500円	140,300円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（17年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,000円	324,267円	343,100円
	短大卒			
	高校卒	210,700円	263,400円	325,800円

Ⅲ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・技師補	2人	4.16%
2級	主事・技師	9人	18.75%
3級	副主査	5人	10.42%
4級	班長・主査	12人	25.00%
5級	班長・主任主査	10人	20.83%
6級	課長・主幹	5人	10.42%
7級	課長	5人	10.42%
8級	参事	0人	0.00%

注) 1 北塩原村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職種である。

* 一般行政職の職員数は17年4月1日現在の職員数合計(67人)から税務職(5人)保健師(2人)幼稚園教諭(8人)社会教育主事(1人)労務職(3人)を除いたものである。

IV 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北 塩 原 村			国		
1人当たり平均支給額(16年度)					
1,385千円					
(17年度支給割合)			(17年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.00月分	1.40月分		3.00月分	1.40月分	

(2) 退職手当(17年4月1日現在)

北 塩 原 村			国(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置：定年前早期退職者特例措置 (2%~20%) (退職時特別昇給：なし)			その他の加算措置：定年前早期退職者特例措置 (2%~20%) (退職時特別昇給：なし)		
1人当たり平均支給額		19,624千円			

注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	5,784千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	129千円
支給実績(15年度決算)	8,146千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	154千円

(4) 特殊勤務手当

支給実績（16年度決算）	480千円
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	240千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（16年度）	2.8%

(5) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,500円 ・配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 6,000円 ・配偶者いない場合1人のみ 11,000円 ・その他 5,000円 満16歳～満22歳までの子1人につき 5,000円加算 	同	8,253千円	
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家で家賃を支払っている職員 限度27,000円 ・持ち家で世帯主 2,500円 		1,920千円	
通勤手当	自動車等利用者		4,822千円	
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 参事・課長 38,000円 主幹・局長 26,000円 班長 13,000円 		7,606千円	

年	平均経験年数			平均年齢		
	全学歴	うち		全学歴	うち	
		大学卒	高校卒		大学卒	高校卒
17	21年9月	14年7月	25年11月	42歳8月	38歳3月	45歳1月

V 特別職の報酬等の状況（17年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	562,400円		類似団体における最高/最低額
	助 役	534,850円		
	収 入 役	501,600円		
	教 育 長	501,600円		
報 酬	議 長	234,900円		
	副 議 長	189,900円		
	議 員	171,000円		
期 末 手 当	村 長	6月 (1.60ヶ月)	12月 (1.70ヶ月)	計 (3.30ヶ月)
	助 役	6月 (1.60ヶ月)	12月 (1.70ヶ月)	計 (3.30ヶ月)
	収 入 役	6月 (1.60ヶ月)	12月 (1.70ヶ月)	計 (3.30ヶ月)
	教 育 長	6月 (1.60ヶ月)	12月 (1.70ヶ月)	計 (3.30ヶ月)
	議 長	6月 (1.60ヶ月)	12月 (1.70ヶ月)	計 (3.30ヶ月)
	副 議 長	6月 (1.60ヶ月)	12月 (1.70ヶ月)	計 (3.30ヶ月)
	議 員	6月 (1.60ヶ月)	12月 (1.70ヶ月)	計 (3.30ヶ月)
退 職 手 当	村 長	(算定方式)		(支給時期)
	助 役	給料月額に在職月数と支給率を乗		任期满了時
	収 入 役	じて得た額を任期毎に支給。		
	教 育 長			

1. 17年度の公表状況

北塩原村ホームページで公開中

7. 出先機関の見直し

1. 出先機関の見直しの取組目標

<平成16年度末における状況>

① 桧原出張所

廃止にむけ、各種証明書の取り扱いを桧原郵便局へ委託を行いました。

② 北山幼稚園・大塩幼稚園

統合にむけた検討委員会設置の準備を行いました。

③ 北山小学校・大塩小学校

統合にむけた検討委員会設置の準備を行いました。

2. 平成17年度～平成21年度までの取組目標

① 桧原出張所

平成16年度中に各種証明書取り扱い業務を委託していることから、廃止する方向で検討を行っています。

② 北山幼稚園・大塩幼稚園

統合にむけた検討委員会が発足したことから、統合する方向で検討を行っています。

③ 北山小学校・大塩小学校

統合にむけた検討委員会が発足したことから、統合する方向で検討を行っています。

8. 第三セクターの見直し

I 既存法人の見直し

1. 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定

(1) 平成16年度末時点における第三セクターの統廃合・整理状況

株式会社北塩原村振興公社においては、大幅な経営改善を図るため社名を株式会社ラビスパに改めるとともに、適正な人員と意識の改革を図るため経営コンサル等を導入しています。

(2) 平成17年度～平成21年度までの取組目標

平成20年までに、全ての第三セクターを対象とする総合的な見直し計画を策定を行います。また、株式会社ラビスパにおいては、役員交代も含め更に大幅な経営改善を行います。

更に、ラビスパ裏磐梯・道の駅裏磐梯・裏磐梯物産館や公共施設の指定管理者に平成18年4月より指定する予定です。

2. 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

(1) 平成16年度末時点における第三セクターの法人数

単位:千円

名 称	出資状況	業務概要
裏磐梯デコ平開発 (株)	20,000	スキー場を中心とした複合リゾートの開発並びにスキー場運営業務
(株) ラビスパ	131,000	ラビスパ裏磐梯、道の駅裏磐梯、裏磐梯物産館等の管理運営
裏磐梯猫魔スキー場開発 (株)	10,000	スキー場の開発及び運営業務

(2) 平成17年度～平成21年度までの見直し予定

平成20年までに検討予定

II 監査・点検評価・情報公開の体制等

1. 監査及び点検評価の実施状況

役員の構成員には、裏磐梯デコ平開発（株）・（株）ラビスパ・裏磐梯猫魔スキー場開発（株）いずれも、村長・助役・収入役の村三役及び議会議長・議会議員等が含まれており、適正な監査及び点検評価がなされている。

2. 情報公開実施状況及び取組目標

公開に向け検討中

III 第三セクターの役職員と給与の見直し

1. 役職員の削減計画

(1) 平成16年度末における役職員数・役職員の削減計画の有無

名 称	役員数	職員数	削減計画有無
裏磐梯デコ平開発（株）	9	0	無
（株）ラビスパ	7	12	無
裏磐梯猫魔スキー場開発（株）	7	3	無

(2) 平成17年度～平成21年度までの取組目標

株式会社ラビスパにおいては、経費節減を図るため大幅な人員の見直しを図るとともに、意識の改革を図るため経営コンサル等を導入している。

2. 今後の給与の見直し計画

(1) 平成16年度末時点における第三セクターの給与の見直し状況及び策定予定
平成20年までに検討

(2) 平成17年度～平成21年度までの取組目標
平成20年までに検討

9. 公営企業

I 経営改革の推進

(事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進)

(1) 平成16年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組状況

・業務委託実施済み施設

NO	施設名	業務委託先	委託期間
1	小野川下水処理施設	テスコ 株式会社	単年度
2	早稲沢下水処理施設	テスコ 株式会社	単年度
3	裏磐梯浄化センター	テスコ 株式会社	単年度
4	金山下水処理施設	テスコ 株式会社	単年度
5	北山浄化センター	テスコ 株式会社	単年度
6	桧原下水処理施設	テスコ 株式会社	単年度
7	大塩浄化センター	テスコ 株式会社	単年度

・全部直営施設

NO	施設名
1	北山・下吉簡易水道施設
2	大久保簡易水道施設
3	大塩簡易水道施設
4	上川前簡易水道施設
5	桧原簡易水道施設
6	金山簡易水道施設
7	早稲沢簡易水道施設
8	裏磐梯簡易水道施設
9	小野川簡易水道施設

○16年度末時点における施設以外の取組実施状況

・全部委託実施済み施設

NO	施設名	業務委託先	委託期間
1	水道メーター検針	村内水道設備業者(3社)	単年度

(2) 平成17年度～平成21年度までの5年間の取組目標

廃止、民間譲渡、指定管理者制度の導入、業務委託、検討の区分ごとの目標時期、
目標内容

NO	施設名	取組目標	実施時期
1	北山・下吉簡易水道施設	業務委託	未定
2	大久保簡易水道施設	業務委託	未定
3	大塩簡易水道施設	業務委託	未定
4	上川前簡易水道施設	業務委託	未定
5	桧原簡易水道施設	業務委託	未定
6	金山簡易水道施設	業務委託	未定
7	早稲沢簡易水道施設	業務委託	未定
8	裏磐梯簡易水道施設	業務委託	未定
9	小野川簡易水道施設	業務委託	未定

○収益増加への取組状況

簡易水道会計、下水道会計については、加入率の促進とともに、徴収率の大幅なアップを図り、悪質な滞納については給水停止など強い姿勢で取り組みます。

また、使用料の改定により独立採算を目指し、一般会計からの繰り出し金の抑制に努めます。

<これまでに取り組んだ具体的な内容>

項目	適正化の内容
高齢層職員の昇給停止	55歳昇給停止を実施
退職時の特別昇給	勸奨・普通退職者の退職時特別昇給を廃止
退職手当の支給率	人事院勧告による支給率での実施
特殊勤務手当	税務職員にかかる特殊勤務手当を廃止
管理職手当	定額による支給の実施

<一般行政職期末・勤勉手当>

P21参考

<一般行政職の職員数・平均給料月額・平均経験年数及び平均年齢>

単位：円

年	職 員 数				平 均 給 料 月 額		
	全学歴 (A)	う ち		比 率 (B/A)	全学歴	う ち	
		大学卒(B)	高校卒			大学卒	高校卒
17	3人	0人	3人	0%	292,970	-	292,970

年	平 均 経 験 年 数			平 均 年 齢		
	全学歴	う ち		全学歴	う ち	
		大学卒	高校卒		大学卒	高校卒
17	年月	-	22年11月	歳月	-	40歳11月

<行政職初任給>

P 2 0 参考

<職級別職務分類表>

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
主事補	主事 技師	副主査 副技査	班長 主査 技査	班長 主任主査	課長 主幹	課長	参事
		1人	2人				

<管理職手当>

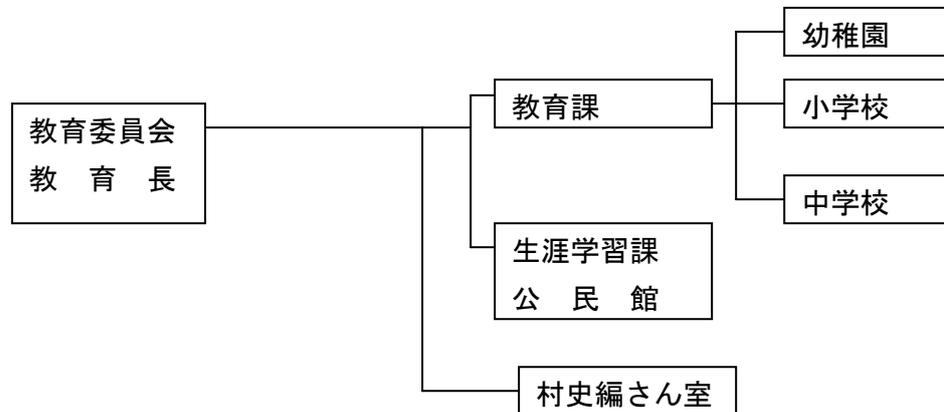
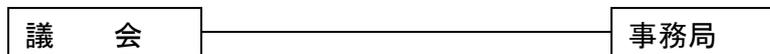
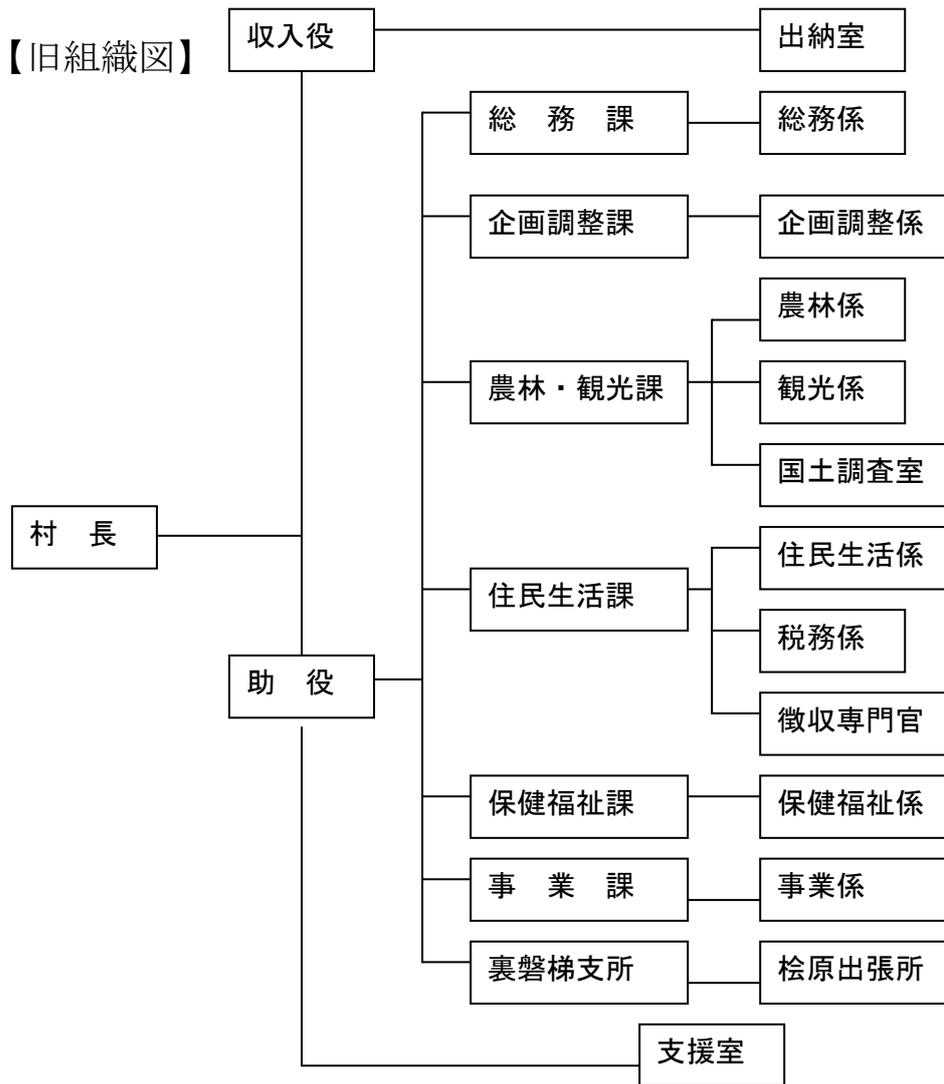
P 2 1 参考

II 定員・給与の公表

1. 17年度の公表状況

北塩原村ホームページで公開中

【旧組織図】



【新組織図】

